

議案第 25 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	地方公務員法の一部改正に伴い、同法を引用する当該関係条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方公務員法第 24 条第 5 項、第 58 条の 2</p> <p>(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)</p> <p>第 24 条</p> <p>5 <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</u></p> <p>(人事行政の運営等の状況の公表)</p> <p>第 58 条の 2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>3 <u>地方公共団体の長は、前 2 項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第 1 項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。</u></p> <p>【改正趣旨】 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年 5 月 14 日法律第 34 号)により地方公務員法が改正され、当該関係条例における引用条項の「項ずれ」等が生じたため。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 当該条例の制定根拠(第 1 条) ≪現 行≫地方公務員法(中略) <u>第 24 条第 6 項</u> ≪改正案≫地方公務員法(中略) <u>第 24 条第 5 項</u></p> <p>(2) 三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 報告事項の追加等(第 3 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人事評価の状況」を追加(第 3 号)、「勤務成績の評定の状況」を削除(第 9 号) ・ 「退職管理の状況」を追加(第 8 号) ・ 以上による号の移動 <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>